

官民競争入札等監理小委員会
第146回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第146回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年11月28日（金）14:58～16:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- 警察大学校の管理・運營業務
- 水産物流通調査業務
- 海外映画祭出品支援事業
- 東京国際空港場周警備設備等保守業務
- 国民年金保険料収納事業
- 養育費相談支援センター事業

3. 市場化テスト実施に係る民間事業者との意見交換について【非公開】

4. 次期公共サービス改革報告書（素案）について【非公開】

5. 閉会

○樫谷委員長 それでは、定刻少し前ですけれども、皆様お揃いになりましたので、第146回官民競争入札等監理委員会を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題3及び4については、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、6件の実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。本件については、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

まずは、3件の実施要項（案）について、事務局から御報告をお願いします。

○金子参事官 最初の3件については、入札小委員会で御審議いただきました稲生主査が本日御欠席ということでございますので、事務局より代わって御説明をさせていただきます。

まず、最初の案件「警察大学校の管理・運營業務」でございます。こちらの業務の内容については、機器設備等の維持管理の業務とか、警備・清掃等、いわゆる庁舎管理の一般的な業務を行うものでございます。この案件は、今回が3期目でございます。平成27年4月から5か年の予定で業務を行うというものでございます。

まず、前回、2期目の評価内容について、資料1-1の1. に書いてございますけれども、目標の達成状況とか経費の状況等、いずれも非常に良好な案件でございます。ただ、警察庁の側に、個々の案件について外部有識者によるチェック体制がないことがネックになって、前回終了とならなかったという案件でございましたので、実施要項の中身というよりは、外部有識者のチェック体制について検討を進められているかどうかということを確認したということでございます。これについては、警察庁の本庁で検討されているということを確認したということです。

2つ目のポイントとしては、契約期間の問題でございます。最近の案件で申しますと、他の施設管理の業務において、人件費の見通しがちょっとつきにくいということで、長期の契約を嫌われるような事業者さんも見られるようになってきたということ聞いております。他の案件で、例えば5か年でやってきたものを3か年に短縮するとか、そういうような動きも幾つか見られているところでございますけれども、この案件については、逆に、3年から5年に延長するというところでございましたので、それに対する民間事業者の意向を確認したかどうかというのを確認したということです。この案件については、むしろ、延ばしてほしいという意見があったことを踏まえて、そのようにしたということ述べてございました。

3点目のパブリックコメントについては、表現の適正化のレベルですけれども、修正を行ったということでございます。

2つ目の案件に移らせていただきます。

水産庁の「水産物流通調査業務」でございます。業務の内容としては、水産物の水揚量とか価格、そういったものを調べるという、いわゆる統計調査の業務でございます。

これについては、今回、新規で市場化テストの案件になるというものですけれども、経緯としては、特定の事業者さんが継続的に受注をしていたということで、我々の案件になったというものでございます。契約期間としては、資料2-1の冒頭に書いてございますように、平成27年4月から3か年の予定でございます。

特定の事業者さんが継続で受注していたということですが、競争性がなかなか確保できなかった要因を発注者である水産庁さんが分析された内容として、魚の呼び名が地域によってばらつきがあって、この名前の魚をどこに集計したらいいかというのが直ちにわかる者が限られることがネックになっていたのではないかとということでございました。したがって、そういった魚の呼び名の一覧表と申しますか、そういったものをこの実施要項に添付するような形で、今回やってみようということでございます。

審議の中身としては、大きく言うと、2つほど入札小委で御議論いただきました。

最初の1点目は、「水産物流通情報提供システム」と書いてございますけれども、いわゆる電子的に調査票を送付したり回収したりするシステムを独自にこの調査のために持っておるということで、そのシステム改修の業務についても併せてこの事業者をお願いしたいというのが、当初の実施要項（案）でございました。これについては、内容を聞いてみますと、OSのバージョンアップに対応した改修とかそういう内容ということではあったのですが、やはりこのシステムをつくられた者が有利になってしまう可能性がどうしても拭き切れないというのが入札小委での議論でございまして、これについては、業務の対象から外してもらうようお願いしたということでございます。

2つ目の点としては、企画書の評価項目、総合評価方式で評価をするときの評価の項目について、実績にかかわるような配点が全体の2割を占めていることが、既存の事業者さんにとって有利になったりしないかということが論点となったということでございます。これについても、【対応】にございますように、水産物に関する統計調査の知見を求めないようなことにしたり、配点のウェイトを下げてくださいといった修正をお願いしたということでございます。

3件目の事業に移らせていただきたいのですが、「海外映画祭出品等支援事業」でございます。これについては、日本映画を海外の映画祭に出品するに当たって、外国語の字幕を作成したり、映画祭においてジャパブースを設置し、運営していただくといった業務をお願いするというものでございます。これについては、26年度から市場化テストの対象になっておりまして、今回の実施要項が2期目、27年度の1か年の事業でございます。

これが我々の対象になった経緯としては、特定の事業者さんが継続受注していることがあったわけですが、前回、市場化テスト1期目の入札状況を聞いてみますと、残念ながら、1者応募であったということでございました。それに関することが入札小委でも議論になったということでございまして、資料3-1の1. ですけども、その要因の分析について、発注者である文化庁さんがどのように考えておられるかということですけども、前

回の入札に当たっては、入札のスケジュールが非常にタイトであったことを原因として分析されております。それへの対応として、前回、入札の公告から企画書の提出期限まで25日とっておったということですが、それを1か月半と延長しまして、再度、入札をやってみるということでした。

2. はパブリックコメントの対応ですが、これについても、再委託を行う場合の扱いについて、実施要項の原案では、文化庁の承認を得なければならないということのみが書いてあったわけですが、実際には、総合評価を行うに当たって、企画書の中に再委託の内容とか必要性についても書いていただいて、それを技術点の評価の項目の1つとして採点をすることになっておりますので、そうであれば、あらかじめ企画書に書いていただかなければいけないことも明記しておいていただいたほうが間違いないだろうということでした。その点を追記させていただいたということでした。

最初の3件について、説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

続きまして、「東京国際空港場周警備設備等保守業務」でございます。これは石堂主査から御報告をお願いいたします。

○石堂委員 それでは説明させていただきます。

カラー刷りの参考資料がございます。横長のものですが、ごらんとおり、空港に対して、海上または陸上からの侵入等を防ぐための施設、また、防災の施設等について、その機器、裏面にありますように、種々な機器がございますが、これらの保守業務でございます。

これは以前はもともとは、このシステム、機器類をつくっているメーカーが修繕も含めて維持管理全部を請け負っておったということですが、メーカー修繕にかかわらない部分については一般に出せるのではないかとということで、24年度に、いわば保守と簡略な修繕といえますか、そういうものについて入札にかけたということでした。ただ、1者応札になりまして、それを踏まえて、今回、市場化テストを27年度から30年度にかけてやってみようということでした。国交省さんも、前回は1者応札であったことに鑑みまして、入札スケジュールに余裕を持たせるとか、または、グループ参加を認めるとか、ある一定の緩和条項をもって要項をまとめてまいりました。

小委員会の議論といたしましては、資料4-1にございますように3点ございまして。

まず、「受託事業者、製造会社との業務範囲の明確化」でございます。本来は全部をメーカーが請け負っていたうち、メーカーが修繕しなければどうしようもないものを抜いた発注ということになっているのですが、その限界はなかなか微妙なものがありまして、新規に参加する業者にとっては、何までやるのか明確でないという感じが残るということになります。微妙なところは、発注者側のいわば現場にいる担当官が、これをやってくれ、あるいは、これはメーカーだというふうに振り分けることになっておったのですが、もっと具体的に例示をして、どういうものがメーカーに行き、どういうものは今

回受注する者がやらねばならないのかがある程度わかるようにすべきだということで、こちらは要項の1ページ目に、若干の例示もしながら、こういうものはメーカー側に行くのですよ、こういうものは今回受注する側に行くんですよということを例示したものでございます。これはどこまで書いても、書き切れるものではないのですけれども、大体例示をすることで感触がつかめるとということで、既存業者が有利にならないようにという配慮をしたつもりでございます。

2点目が、これはほかの件でもありますように、業務の引継ぎに関する部分でありまして。国交省さんも引継ぎの期間を長くとするというような改善を加えてまいりましたけれども、それよりも発注者である国交省が、引継ぎ全体についてきちんと指導をし、最終的に引継ぎの完了について、国交省が責任を持つのだということを明確に記載していただきたいということで、要項の12ページに若干それを書き込ませていただいたという内容でございます。

もう一点、情報の開示ですけれども、定例的な保守業務についてはほとんど問題がないわけですけれども、緊急点検とか、特別点検がどのくらいの頻度で発生するものかということがなかなかわからないわけです。これは経験知でいくしかないのですけれども、その緊急あるいは特別点検の発生件数を過去さかのぼって実績として追記してもらいたいということで、これ19ページに追記をさせていただいたということでございます。

それから、パブリックコメントの中で、受注した業者は最終的に一定の事業評価を受けるわけですが、そのときに、どういうことが評価の対象になるのか、もうちょっと具体的に示してほしいという要望がございました。これについては、要項の14ページ、15ページに、これまで書いていたもの以外に、こういうことを見させていただきますということを追記したということでございます。

いずれも既存業者はわかっている内容のものを、新規に参加してくる業者にどこまで情報開示するかという点で改善を加えたということでございます。

私からの報告は以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

続きまして、2件の実施要項（案）について、尾花主査から御報告をお願いします。

○尾花委員 それでは、資料5-1をごらんください。

「国民年金保険料収納事業」については、平成27年5月から30年9月までの原則3年5か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。この事業は、保険料滞納者全てに対して、文書や電話、戸別訪問等により納付を督促し、保険料の納付の受託を受け、これらの実施状況を報告することを内容としています。

この実施要項については、監理委員会で既に御審議いただいている平成26年10月開始の事業についての実施要項と基本的に同じ内容で、達成目標等の数値を直近の実施結果に鑑みて修正したものですので、おおむね修正点のみを審議し、その結果を御報告いたします。資料5-1の1. 「事業の評価を踏まえた対応について」の項目をごらんください。

平成25年2月開始の事業については、既に内閣府評価がなされています。したがって、今回の実施要項の平成26年10月開始分の実施要項からの修正点についても、内閣府評価の①から④までの4点を踏まえた内容となっているかが、小委員会では確認、審議されました。

真ん中の【対応】をごらんください。

①として、達成目標や最低水準の設定が適切な水準であるかの検証が必要という指摘を受けまして、まず、平成26年10月開始分では、現年度の保険料の達成目標を納付後納付率に毎年0.5%上乗せして算出しているところ、今回の実施要項では、直近の平成25年の状況を見て、0.5%の上乗せから、毎年0.7%の上乗せと変更されています。達成目標が少々上乗せされています。さらに、過年度保険料の達成目標や免除承認についても、やはり平成25年度の状況を見て、それぞれ少しずつ上乗せして算出するように変更をされていました。これが受託事業者にとって無理がないものかどうかを国民年金機構さんに確認したところ、問題ない旨確認でき、適切な設定であることを確認いたしました。

さらに、②として、効率的な事業実施のあり方を検討する必要を挙げられ、この点と関連する点として、③として、戸別訪問員の確保のあり方の検討が必要と、内閣府評価では指摘されています。この点については、今回の実施要項では、平成26年10月開始分に引き続き、納付率が悪く、改善が急務とされている大都市圏に戸別訪問員の配置数をふやす方策がとられており、大都市圏については、合計64人の戸別訪問員が増員配置されておる実施要項の内容となっております。これは内閣府評価の②③に沿う検討がなされているものを確認しました。

最後に④として、民間事業者による不適切な処理が発生した場合に、早期に発見できる体制やそれを抑止する体制を検討する必要があると内閣府評価では指摘されています。これについては、平成26年10月開始事業の実施要項と同様に、総括責任者等の役割の明確化、業務自主点検の実施、業務従事者への教育等がなされることになっており、④の検討がなされた旨を確認いたしました。

最後に、パブリックコメントでは、実施要項（案）の修正に至る変更はありませんでした。

以上が国民年金保険料収納事業の実施要項の審議の報告です。

続いて、資料6-1をごらんください。

厚生労働省の「養育費相談支援センター事業」の実施要項（案）について報告いたします。

なお、この事業の内容ですが、現在は「養育費・面会交流相談支援センター事業」と、名称が変更になっております。これは事業内容として、面会交流についてもこの事業で相談を受け付けていることから、よりわかりやすい事業の名前として変更がされております。この事業の概要を御説明します。参考資料としてお手元にございます「養育費相談支援センター事業」という横長の書面をごらんください。

離婚したひとり親家庭の子どもの養育は両親の責任ですが、子どもを看護していない親からの養育費の支払いの確保が進んでいないこと。他方、子どもを看護していない親が子どもへ面会する機会がなかなか確保されていないことが問題となっています。

この事業の目的は、一番上の左の「目指すべき方向」の項に記載されていますが、ひとり親家庭の生活の安定とひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長を目的としており、事業の内容としては、養育費の取り決めや面会交流の確保をサポートする養育費相談支援センターを設置するという事になっています。

具体的な事業内容としては、左下の黄色い四角内の部分をごらんください。

母子・父子家庭からの電話・メールなどによる養育費や面会交流に関する相談を受け付けること。地方公共団体が設置している就業自立支援センターなども、母子・父子家庭の相談に応じているのですが、その困難事例について支援すること。さらに、地方公共団体には、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員という、養育費などの相談に応じる担当者がいるのですが、その方々の養成のための研修会を実施すること。さらには、養育費や面会交流などに係る各種の手続について、わかりやすい情報提供をすることが内容となっています。

資料6-1にお戻りください。

1. の「競争性の確保について」の項目をごらんください。

この事業は平成26年度までは、1者入札かつ応札が続いています。これまで事業を継続して実施しているのは、家庭裁判所の元調査官が所属している家庭問題情報センターという公益社団法人です。厚生労働省としても、1者入札かつ落札が続いている点に鑑み、【対応】の項の記載のとおり、実施期間を1年から3年に複数年化すること、共同事業者による入札を可能とすること、さらには、従来の実施状況に係る情報の開示を充実させることなど、対策を講じられており、小委員会ではその対策が実施要項上、適切に反映されていることを確認いたしました。さらに、新規事業者が参入しやすくするために、小委員会では、本事業についての既存のホームページについて、新規事業者が引き続き利用できることを確認し、その旨を実施要項に書き入れていただくことになりました。

2. の「入札スケジュールについて」の項をごらんください。

新規事業者の参入には、準備期間の確保が非常に重要であることから、小委員会では、入札スケジュールの前倒しを御提案し、厚生労働省さんには、それぞれの手続において、10日から15日ぐらい手続を前倒ししていただいております。

最後に、パブリックコメントは幾つかの御意見が寄せられ、それに基づき、文意を明確にする修正やアンケート用紙の記載ぶりについての修正を行いました。

以上が、養育費相談支援センター事業の実施要項についての審議の報告です。御審議をお願いいたします。

○榎谷委員長 ありがとうございます。

以上、6件の御説明の内容について、御意見・御質問がございましたら、御発言いただ

きたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）については、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。

（傍聴者退席）